

回 覧

吉見町役場（産業振興課農政係）主催

北地区農地の将来の設計図 「人・農地プラン」作成のための地区座談会を開催します。

「人・農地プラン」は地域が抱えている人と農地の問題を解決するために、**地域の皆さんが話し合いをして**将来の設計図を作成します。



「人・農地プラン」って何をつくるの？

計画書と将来の農地地図の作成を行います。

この作成を行うにあたり、地域の話し合いを通して、誰にどのように農地を集めるのかを決めていきプラン内容を固めていきます。

「人・農地プラン」ってなぜつくるの？

将来、自分の農地を誰か作ってくれるのか。誰を頼ればいいのか。その様な課題に対し、人・農地プランは将来の地域内の農地を誰が作るのかを大まかに決めるため、次の耕作者を探しやすくなります。

また、近年国や県の事業で、農家を対象とした補助要件の一つに人・農地プランの作成が含まれることが多く耕作者が広く支援を受けるためにも作成が重要になります。

「人・農地プラン」は何を決めるの？

今後の地域で中心となる耕作者は誰か。中心となる耕作者へどの様に農地を集めるか。中間管理機構の利用にあたり地域の共通条件をどうするか等を決めていきます。

プランの概要と座談会については裏面になります。⇒

北地区農地の「人・農地プラン」 の概要について

北地区 人・農地プランについて

プランの範囲：吉見北地区

(大字：中曽根、上砂、地頭方、松崎、本沢、上細谷、小新井、
一ツ木、今泉、中新井、北下砂、黒岩、山ノ下)

※すでにプランが決められている字については本プランに更新されます。

農地の集積について（中間管理機構の利用について）

人・農地プランの作成とともに農地の集積を進めるため、中間管理機構を利用した貸借を行います。座談会終了後農地を中間管理機構をとおして中心となる耕作者に農地を貸し出すかを確認するアンケートを実施します。その結果を受けて対象農地を中心となる耕作者が受けられるとした場合は中間管理機構の契約に進みます。※中間管理機構とは、所有者と耕作者の間に入り農地の貸し借りをを行います。

所有者は機構に農地を貸し、耕作者は機構から農地を借ります。これにより、急に耕作者が耕作できなくなった場合に2年間は機構が農地を管理するので、この期間内に次の耕作者を探すことができる時間的な猶予が生まれる等のメリットがあります。

農地中間管理機構
は、まさに
中間的な受け皿!



地区座談会の開催について

第1回開催日：令和4年11月27日(日) AM10時~1時間程度
対象地区（中曽根、上砂、地頭方）

第2回開催日：令和4年12月 4日(日) AM10時~1時間程度
対象地区（松崎、黒岩、山ノ下、本沢、上細谷、小新井）

第3回開催日：令和4年12月11日(日) AM10時~1時間程度
対象地区（一ツ木、今泉、中新井、北下砂）

会 場：北公民館（全日程同様）

内 容：意向アンケート結果の報告について
人・農地プランおよび中間管理機構について
プラン作成、中心経営体の決定について 等

人・農地プランに関するお問合せ先： 吉見町役場 産業振興課農政係 0493-63-5015
役場2階8番窓口

対象範囲



※北吉見ほ場整備地区施設維持管理組合 管理エリア内